# 安中市有価物集団回収の手引き

～集団回収はみんなで行うリサイクル活動です～

環境政策課廃棄物対策係

【碓氷川クリーンセンター内】

令和7年1月

# 有 価 物 集 団 回 収 と は

有価物集団回収（廃品回収）とは、自治会や子ども会、少年少女スポーツクラブなどの公共的又は公益的な団体（市長の認定を受けた団体）が、家庭から出る大切な資源を回収し、リサイクル業者に引渡すという市民参加型のリサイクル活動です。ごみ減量と再資源化、また地域のコミュニティづくりを推進し、環境意識の向上にも役立ちます。

限られた資源を有効に活用することの意義を、参加者の皆さんで話し合う機会にしてください。

# 行政回収開始に伴う各団体へのお願い

市では、古紙類，古着・古布の行政回収（ステーション回収）を行っています。自宅に保管できない、日程が合わない等の理由で、集団回収に出せず燃えるごみとして出されていた資源を回収することが目的です。

当課では、集団回収を最優先で利用するよう広報しておりますが、出す機会が増えたことにより回収量にも影響が出ることが考えられます。お手数ですが、各団体で工夫していただき、回収量を確保していただくようお願いいたします。

| | 集団回収 | 行政回収 |
|---|---|---|
| 回収日<br>回収場所 | 団体が決めた回収場所及び回収日に、団体と契約した回収業者が回収します。 | 地区ごとの収集日に、市の委託業者がステーション回収します。 |
| 回収品目 | 新聞紙<br>ダンボール<br>紙パック<br>雑誌・雑がみ<br>繊維類<br>アルミ缶 | 新聞紙<br>ダンボール<br>紙パック<br>雑誌・雑がみ<br>繊維類 |
| 報償金 | **回収量1キログラムあたり<br>10円の報償金を支給します。** | 報償金はありません。 |

# 回収実績の推移

| | | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 延べ実施回数(回) | | 313 | 253 | 255 | 272 | 272 |
| 回収量(kg) | 新聞紙 | 574,320 | 355,040 | 353,080 | 359,575 | 290,185 |
| | ダンボール | 273,960 | 205,780 | 209,490 | 221,070 | 203,660 |
| | 紙パック | 4,090 | 3,325 | 3,130 | 3,055 | 3,075 |
| | 雑誌・雑がみ | 226,897 | 167,730 | 153,510 | 148,510 | 122,055 |
| | 繊維類 | 9,763 | 5,475 | 6,660 | 6,030 | 6,215 |
| | アルミ缶 | 8.010 | 5,331 | 5,329 | 5,635 | 4,863 |
| 計(kg) | | 1,097,040 | 742,681 | 731,199 | 743,875 | 630,053 |

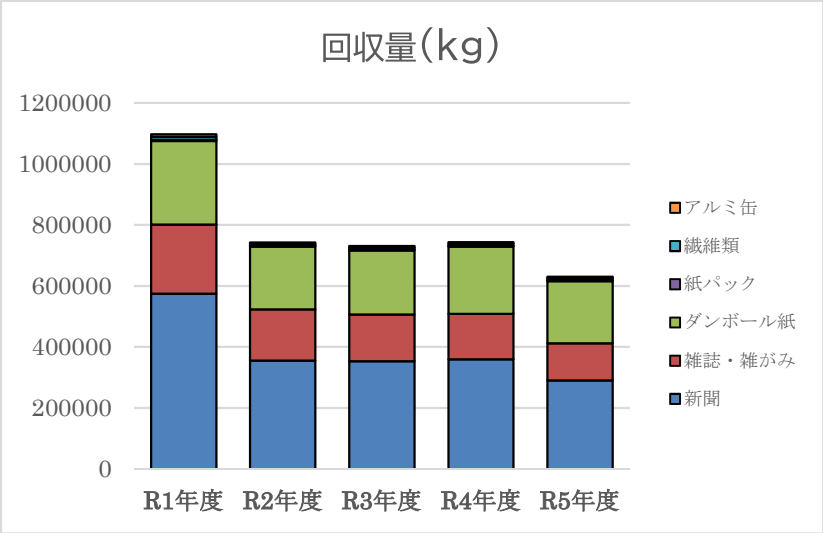


# 有価物集団回収の流れ

## 1 有価物集団回収団体の認定を受ける

以下の書類に必要事項を記入し、市に提出してください。

(1)有価物集団回収認定申請書(様式第1号) ⇒ 7ページ参照

(2)有価物集団回収実施計画等予定書 ⇒ 8ページ参照

提出先:環境政策課(碓氷川クリーンセンター内)・松井田支所松井田振興課

※報償金振込口座の確認のため、通帳または通帳の写しをご持参ください。

※市の認定を受けなければ報償金を受け取ることができません。

認定されると、以下の書類が送付されます。

(1)有価物集団回収認定通知書(様式第2号)

(2)実施回数予定分の有価物集団回収実績報告書(様式第4号)および
有価物集団回収報奨金請求書兼振込依頼書(様式第5号)

## 2　回収場所・回収品目・回収日・回収業者を決める

決定した事項については、回収区域内のみなさんに回覧などを利用して早めに周知してください。

### 回収場所

家の前や回収拠点（公民館など）、ごみステーションなど、団体で任意に決めることができます。

### 回収品目・出し方

古紙を束ねる際は、リサイクル可能な紙ひも（白色）の使用を推奨しています。ビニールひもはごみとして処分されてしまいます。ご協力をお願いいたします。

| 品目 | 出し方 | 注意事項 |
|---|---|---|
| <br>新聞紙 | <br>紙ひもなどで十文字にしばる | 折り込みチラシも一緒に出すことができます。 |
| <br>ダンボール | <br>紙ひもなどで十文字にしばる | ガムテープや宛名ラベル等は取り外してください。 |
| <br>紙パック | <br>紙ひもなどで十文字にしばる | ・水でよく洗い、乾燥させてから出してください。<br>・中がアルミでコーティングされているものはリサイクルできませんので、燃えるごみの日に出してください。 |
| <br>雑誌・雑がみ | <br>紙ひもなどで十文字にしばる | 雑がみとは、「新聞」「ダンボール」「紙パック」「雑誌」以外のリサイクルできる雑多な古紙のことです。紙袋に入れて出してください。<br>出せるものの例は次ページをご覧ください。 |
| <br>繊維類 | <br>透明または半透明の袋に入れる | ・洗濯して乾かしてから出してください。<br>・ボタンやファスナーは取らないでください。<br>・濡れるとリサイクルできませんので、取り扱いには十分注意してください。<br>出せるものの例は次ページをご覧ください。 |
| <br>アルミ缶 | <br>透明または半透明の袋に入れる | 中身をよくすすいでから出してください。 |

## 雑がみの例

〇食品・菓子・ティッシュペーパーなどの箱（プラスチックの部分は取り外してください）
〇封筒（プラスチックの窓は取り外してください）
〇カレンダー（金具を取り外してください）
〇ラップの外箱・紙芯（刃の金物を取り外してください）
〇ノート
〇コピー用紙
〇メモ用紙
〇パンフレット
〇ダイレクトメール
〇包装紙
〇トイレットペーパーの紙芯 など

## 回収できないもの

〇粘着物の付いた封筒や圧着はがき（開くときはがして見るもの）
〇紙コップや紙皿など防水加工してあるもの
〇油紙
〇金や銀の光っている文字のある紙
〇合成紙（プラスチック製品で紙ではないもの）
〇アイロンプリント紙（布地に加熱してまんがなどをプリントするもの）
〇主に点字などに利用される熱を加えると発泡する紙
〇熱で文字をあらわすファックス用紙、レシートなど
〇青焼きコピー紙
〇複写伝票などの裏カーボン紙、ノーカーボン紙
〇プラスチックフィルムやアルミ箔がはってあるもの
〇匂いの付いた紙（洗剤や線香の紙箱など）
〇水にぬれた紙、油のついた紙、使い終わったティッシュペーパー、汚れた紙 など

---

## 繊維類の例

〇スーツ・ジャケット
〇ジャンパー
〇コート
〇ワイシャツ・ブラウス
〇Tシャツ・ポロシャツ
〇セーター
〇トレーナー
〇スラックス・ジーンズ
〇スカート・ワンピース
〇帽子
〇かばん・バック（スーツケース・学生かばん等を除く）
〇下着類
〇トレーニングウェア
〇着物・帯
〇ネクタイ
〇子供服
〇靴下（ストッキングを除く）
〇シーツ
〇タオル・ハンカチ
〇カーテン（レースを含む）
〇ベルト
〇ぬいぐるみ

## 回収できないもの

〇濡れているもの
〇中に綿や羽毛が入っているもの（はんてん，ダウンジャケットなど）
〇布団類（マットレス，敷き布団，掛け布団，座布団，枕，毛布など）
〇カーペット，じゅうたん
〇汚れが著しいもの，悪臭がするもの
〇ペットに使ったもの
〇裁断くず
〇靴類（靴，スリッパ，サンダル，スニーカーなど）

## 回収日

団体で任意に決めることができます。

※行政回収が行われる前の週に集団回収の日程を設定すると、回収量が増加します。令和7年度の行政回収の日程は以下の予定です。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 収集地域名 | **安中1区（JR 安中駅より西側）・安中2区～11区（並木団地・遠丸団地・下高別当地区を除く）・九十九地区・細野地区** | | | | | |
| 収集日 | 4月２日 | 5月７日 | 6月４日 | 7月２日 | 8月６日 | 9月３日 |
| | 10月１日 | 11月５日 | 12月３日 | 1月７日 | 2月４日 | 3月４日 |
| 収集地域名 | **安中1区（JR 安中駅より東側）・遠丸団地・下高別当地区・岩野谷地区・板鼻地区・新堀地区（源ヶ原地区を除く）・松井田地区・臼井地区・坂本地区** | | | | | |
| 収集日 | 4月９日 | 5月14日 | 6月11日 | 7月９日 | 8月13日 | 9月10日 |
| | 10月８日 | 11月12日 | 12月10日 | 1月14日 | 2月11日 | 3月11日 |
| 収集地域名 | **安中12区・原市地区・並木団地・秋間地区・後閑地区** | | | | | |
| 収集日 | 4月16日 | 5月21日 | 6月18日 | 7月16日 | 8月20日 | 9月17日 |
| | 10月15日 | 11月19日 | 12月17日 | 1月21日 | 2月18日 | 3月18日 |
| 収集地域名 | **磯部地区・東横野地区・西横野地区・源ヶ原地区** | | | | | |
| 収集日 | 4月23日 | 5月28日 | 6月25日 | 7月23日 | 8月27日 | 9月24日 |
| | 10月22日 | 11月26日 | 12月24日 | 1月28日 | 2月25日 | 3月25日 |

## 回収業者

1. 碓氷安中再生資源事業協同組合に属する業者

| 業 者 名 | 代 表 者 | 住 所 | 電 話 |
|---|---|---|---|
| 金子商店 | 金子　武志 | 磯部１−15−12 | 385−6353 |
| 秦商店 | 秦　　英雄 | 高別当 715 | 381−2353 |
| (有)屋敷治二商店 | 和泉澤　賢治 | 安中５−１−39 | 382−3434 |
| 中島商店 | 中島　武司 | 高別当 852−1 | 381−3181 |
| 城田商店 | 城田　正一 | 古屋 343 | 381−1849 |
| 白井商店 | 石井　孝幸 | 簗瀬 690-4 | 385−7790 |
| ウブカタ資源(株) | 金子　真澄 | 鷺宮小金原 857-1 | 381−3737 |

2. 組合等回収業者

| 業 者 名 | 代 表 者 | 住 所 | 電 話 |
|---|---|---|---|
| (有)松井田総合衛生センター | 廣瀬　幸夫 | 松井田町二軒在家 764-1 | 393−1966 |

※日程・回収品目・回収方法等を業者と十分に相談してください

## ３　集団回収を実施する

回収した資源物を回収業者に引き渡し、「有価物集団回収実績報告書（様式第4号）」に、業者による実績の記載と証明印をもらいます。

## ４　実績報告書・報償金請求書兼振込依頼書を提出する

以下の書類に必要事項を記入し、市に提出してください。

（1）有価物集団回収実績報告書（様式第4号）　⇨　9ページ参照

（2）有価物集団回収報償金請求書兼振込依頼書（様式第5号）　⇨　10ページ参照

提出先：環境政策課（碓氷川クリーンセンター内）・松井田支所松井田振興課

※印鑑の押し忘れや記載漏れ，誤り等が無いことを確認してください。

（印鑑は団体長または代表者の印で、朱肉を使用してください。

シャチハタは使用できません。）

※回収量の確認のため、回収業者から渡される計量票を添付してください。

※**実施した月の翌月の5日までに提出してください。**月末の実施などで提出が間に合わない場合は、提出可能な状況になり次第、速やかにご提出ください。

※代表者や振込先口座に変更があった場合は、「有価物集団回収認定申請書（様式第1号）」を提出し、変更内容を届け出てください。

## ５　報償金の交付

対象品目の回収合計量**1キログラムあたり10円**を交付し、四半期ごとに市に登録された口座へ振り込まれます。

【振込時期の目安】

・第1四半期（令和 7 年 4～6 月提出分）・・・　令和 7 年 7 月末日頃

・第2四半期（令和 7 年 7～9 月提出分）・・・　令和 7 年 10 月末日頃

・第3四半期（令和 7 年 10～12 月提出分）・・令和 8 年 1 月末日頃

・第4四半期（令和 8 年 1～3 月提出分）・・・　令和 8 年 4 月末日頃

※報償金の振込は、通帳の記帳によりご確認ください。

※予定日を過ぎても振込がない場合はお問い合わせください。

※第4四半期に集団回収を実施した団体は、振込口座名等を第4四半期の振込が完了するまで変更しないでください。やむを得ず変更した場合は、速やかに「有価物集団回収認定申請書（様式第1号）」を提出し、ご報告ください。

問合せ：環境政策課廃棄物対策係　☎382－1111（内線 1881）

# 有価物集団回収認定申請書の記載方法

年間実施回数　6　回

予定回数を記載してください。

様式第１号(第４条関係)

提出日を記載してください。

令和〇年〇月〇日

安中市長 岩 井　均 様

代表者氏名　安 太郎

## 有 価 物 集 団 回 収 認 定 申 請 書

該当項目を囲んでください。

(新規・継続・変更)

令和 7 年度有価物集団回収の実施団体として認定を受けたいので、安中市有価物集団回収報償金交付要領第４条第１項の規定に基づき、次のとおり申請します。

年間を通しての団体名ですので、正確にご記入願います。

| | |
|---|---|
| 団 体 名 | 安中子ども会育成会 |
| 代 表 者 | (役職) 代表　　(氏名) 安 太郎 |
| 住　　所 | 安中市安中1－23－13<br>TEL(自宅) 382－1111 (携帯電話) 090－〇〇〇〇－〇〇〇〇 |

※昨年度から継続する団体で、令和 6 年度第4四半期の報償金振込後に口座名(代表者名等)を変更する場合は、予定される変更後の口座名を記載してください。尚、提出された口座の内容に変更が生じた場合は、速やかに同申請書(変更)をご提出ください。

報 償 金 振 込 先 金 融 機 関

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金融機関 | 〇 〇　銀行・信用金庫・農協・信用組合 | 支 店 名 | 〇 〇　本店・支店・本所・支所 |
| 預金種目 | 普通・当座 | 口座番号 | 0123456 |
| フリガナ | ｱﾝﾅｶｺﾄﾞﾓｶｲｲｸｾｲｶｲ ﾀﾞｲﾋｮｳ ｱﾝ ﾀﾛｳ | | |
| 口座名義 | 安中子ども会育成会 代表 安 太郎 | | |

団体名義でお願いします。(個人名義不可)

※振込先については、口座名義、団体名等は正確に、(年間を通じて、記入された口座以外には振り込めません。)また、フリガナも忘れずに御記入ください。

### 委　　任　　状

報償金の振り込み先は、上記振込先金融機関にお願いします。

代表者氏名＿＿＿＿＿＿

※　口座名義人が代表者氏名と異なる場合は、委任状に記入してください。

# 有価物集団回収認定申請書の記載方法

## 令和７年度有価物集団回収　実施計画等予定書

1.　団体名

| |
|---|
| ○○子ども会 |

2.　実施予定月日

| |
|---|
| 例　○月○日、△月△日、□月□日 |
| 例　偶数月の第○日曜日 |
| 例　○月・△月（実施日は未確定です） |

※ 実施回数が少ない団体は、回数を増やしていただくと、回収量が増加します。ご検討をお願いいたします。

（申請書を提出した後で、実施回数を増やすこともできます）

# 有価物集団回収実績報告書の記載方法

様式第４号(第６条関係)　　No.

年　月　日

安中市長　　様

回収団体名　安中子ども会育成会
代表者名　代表　安　太郎
住　所　安中市安中1－23－13
電話番号　027－382－1111

有価物集団回収実績報告書

安中市有価物集団回収報償金交付要領第６条に基づき、報告いたします。

| | 実施日 | 令和 7年 4月 1日 | | |
|---|---|---|---|---|
| 回収品目 | 数量（kg） | 単価 | 販売金額 | 備考 |
| 新聞 | 1,000 | | | |
| 雑誌(雑がみを含む) | 1,000 | | | |
| ダンボール | 1,000 | | | |
| 紙パック | 100 | | | |
| 繊維類 | 100 | | | |
| アルミ缶 | 20 | 30 | 600 | |
| 合計 | 3,220 | | | |

※この欄は回収業者が記入します。

(引取先の証明)
上記のとおり相違ありません。

回収業者

住　所
代表者名　　印

回収業者による証明を受けて下さい。

# 請求書兼振込依頼書の記載方法

様式第５号(第７条関係)　　No.

有価物集団回収報償金請求書兼振込依頼書

年　月　日

安中市長　　様

回収団体名　安中子ども会育成会
代表者名　　代表　安　太郎　　印
住　所　　安中市安中1－23－13
電話番号　　027－382－1111

団体長の印または代表者の印(シャチハタ不可)

未記入のままお持ち下さい。

　　年度 第　四半期(　月～　月)における安中市有価物集団回収報償金について下記のとおり請求いたします。なお、下記口座に振り込みされたく依頼します。

記

1. 請求金額　　金　　円

未記入のままお持ち下さい。
※支払金額は回収量(kg)に10円を乗じた金額となります。

2. 振込先

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 金融機関 | ○○ | 銀行<br>信用組合<br>信用金庫<br>農業協同組合 | ○○ | 本店<br>支店<br>本所<br>支所 |
| フリガナ | ｱﾝﾅｶｺﾄﾞﾓｶｲｲｸｾｲｶｲ　ﾀﾞｲﾋｮｳ　ｱﾝ　ﾀﾛｳ | | | |
| 口座名義 | 安中子ども会育成会　代表　安　太郎 | | | |
| 口座番号 | 0123456 | | | |
| 口座種別 | 1. 普通　　2. 当座 | | | |

※提出する前に必ず記載事項を確認してください。
※すでに印字されている事項について誤りがある場合は、大変申し訳ありませんが、訂正印で訂正をしてから提出してください(訂正印は団体長の印または代表者の印を押してください)。
※誤りの訂正ではなく、認定内容に変更がある場合は認定申請書(変更)を提出してください。
※実施月の翌月5日までにご提出下さい。月末の実施などで提出が間に合わない場合は、提出可能な状況になり次第、速やかにご提出ください。

# 安中市有価物集団回収報償金交付要綱

平成18年3月18日
安中市告示第81号

（目的）
第1条　この告示は、再生利用可能な資源（以下「有価物」という。）を集団回収し、その再生利用とごみの減少を図ることを目的とする。
（有価物の種類）
第2条　集団回収する有価物の種類は、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック及び雑がみ）、繊維類及びアルミ缶とする。
（平21告示38・一部改正）
（実施団体）
第3条　有価物の集団回収は、市長が認定する公共的又は公益的な団体が実施するものとする。
（実施方法）
第4条　集団回収しようとする団体は、年度ごとに有価物集団回収認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、認定を受けなければならない。
2　市長は、前項の申請を受理したときは、速やかに審査し、認否について有価物集団回収認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
（有価物の引き取り）
第5条　前条の規定により認定された団体（以下「認定団体」という。）において、集団回収された有価物は、市内の碓氷安中再生資源事業協同組合に属する業者又は有価物引取指定業者指定願（様式第3号）を提出し、市長が指定した古物商を営む業者（以下「組合等回収業者」という。）が直接時価で引き取り、その代価を当該認定団体に支払うものとする。
（平21告示38・一部改正）
（実績報告）
第6条　認定団体は、有価物を集団回収したときは、有価物集団回収実績報告書（様式第4号）を集団回収を実施した月の翌月の5日までに市長に提出しなければならない。
（報償金の交付）
第7条　市長は、前条の有価物集団回収実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めた場合は、回収量1キログラムにつき、10円を乗じて得た額を報償金として認定団体に交付する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

2　前項の回収量の算定に当たっては、引き取った組合等回収業者の証明を受けなければならない。

3　報償金の交付は、7月、10月、1月、4月の四半期ごととし、いずれも交付月までに提出された有価物集団回収報償金請求書兼振込依頼書（様式第5号）に基づき交付するものとする。

（業者に対する報償金）

第8条　組合等回収業者が、第5条の規定により有価物を引き取った場合において、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた1キログラム当たりの当該有価物の価格が10円を下回った期間内は、当該組合等回収業者に対しても報償金を交付するものとする。

2　前項の報償金は、認定団体が市に提出する有価物集団回収実績報告書に基づき交付する。

3　第1項の報償金の額は、認定団体が市に提出する有価物集団回収実績報告書に記載された回収量1キログラムにつき、1円を乗じて得た額（1キログラム当たりの同項の有価物の価格が9円以上10円未満のときは、10円との差を乗じて得た額）とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（平20告示18・令2告示45・一部改正）

（報償金交付の取消し等）

第9条　市長は、認定団体及び組合等回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、報償金の交付を取り消し、又は既に交付した報償金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

（1）偽りその他不正な手段により報償金の交付を受けたとき。

（2）その他不適当と認める事実があったとき。

（平21告示38・追加）

（認定団体及び有価物引取指定業者の取消し等）

第10条　市長は認定団体及び第5条の規定により指定を受けた古物商を営む業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定又は指定を取り消すことができるものとする。

（1）前条の規定より報償金交付の取消し等を受けたとき。

（2）その他不誠実な行為を行ったとき。

2　碓氷安中再生資源事業協同組合に属する業者が前項各号いずれかに該当するときは、市長が認める期間において報償金の交付をしないことができるものとする。

（平21告示38・追加）

（その他）

第11条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定める。

（平21告示38・旧第9条繰下）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成18年3月18日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日の前日までに、合併前の安中市有価物集団回収報償金交付要領、松井田町資源ごみ集団回収報奨金交付要綱（平成8年松井田町要綱第1号）又は松井田町資源ごみ集団回収業者報償金交付要領（平成12年松井田町要領第5号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成19年9月21日告示第92号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附　則（平成20年3月21日告示第18号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成21年3月31日告示第38号）

（施行期日）

1　この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（有価物引取指定業者の許可に関する経過措置）

2　この告示の施行の際現に改正前の第5条の規定により許可を受けている者は、施行日に改正後の第5条の規定により指定を受けた者とみなす。

附　則（令和2年3月31日告示第45号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。